

## 防災航空センターにおける事案に係る処分について

昨年11月のパワーハラスメント事案の懲戒処分に関連し、平成24年度から今年度までに防災航空センターに在籍した職員（退職者を含む。）計65人に対し、改めてハラスメント、ホイスト及び危険物の不適切事項等に関する調査を行った。

### 調査結果及び処分

「岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会」でいただいたご意見も踏まえ、以下のとおり懲戒処分3名を含む、延べ34名の処分（矯正措置を含む。）を行った。（重複を除けば、懲戒処分2名を含む21名）

「岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会」でいただいたご意見

- 発生した事案の根底には、組織風土に起因するガバナンスの問題がある。
- 整備は、誰がやっても同じことができるようにチェックリストを作って文書化し、それを安全管理者が確認するなど、システム化すべき。
- パワー・ハラスメントについて早期対処ができなかった組織体制には問題がある。

#### （1）パワーハラスメント行為

①A（整備士）が、部下a（整備士）及びb（整備士）に対し、以下のパワーハラスメント行為を行った。

- ・部下aに対し、平成26年5月頃、ヘリの整備作業中に、格納庫において頭を1回叩いた。
- ・部下bに対し、平成26年度から27年度までの間に、離発着場において頭を1回叩いた。また、27年度にヘリの機内において頭を1回叩いたほか、部下bを侮辱する発言を行った。

#### （処分の内容）

- ・A（整備士）：「停職2月 相当」
- ・管理監督者3名：「訓告」又は「嚴重注意（文書） 相当」

②A（整備士）が、部下c（整備士）に対し、以下のパワーハラスメント行為を行った。

- ・平成27年7月から平成28年10月までの間に、部下cに対し、頭を叩く、足を蹴る等の行為を少なくとも7回にわたり行った。
- ・平成27年4月から平成29年7月までの間に、部下cを侮辱する発言等を行った。

(処分の内容) ※R1.11.29 処分済み

- ・ A (整備士) : 「停職 1 月」
- ・ 管理監督者 4 名 : 「厳重注意 (文書)」

## (2) 不適切な発言

① B (操縦士) が部下 d (操縦士) に対し、平成 28 年度から 30 年度までの間に、職場環境を悪化させるような不適切な発言を行った。

(処分の内容)

- ・ B (操縦士) : 「厳重注意 (文書)」

② G (防災航空センター長) が、部下 c (整備士) について、以下の不適切な発言を行った。

- ・ 平成 30 年 11 月から平成 31 年 3 月にかけて、部下 c 及びセンター内の職員に対し、部下 c の教育などに関する不適切な発言を行った。

(処分の内容) ※R1.11.29 処分済み

- ・ G センター長 : 「訓告」

## (3) 報告懈怠

F (防災航空センター長) は、平成 28 年 2 月及び 4 月に、パワーハラスメントの存在を窺わせるメールについて、部下が報告を上げたにもかかわらず、本庁への速やかな報告を怠った。

(処分の内容)

- ・ F センター長 : 「戒告」
- ・ 管理監督者 2 名 : 「訓告」

## (4) ホイストの不適切点検

A (整備士) は、ホイストをメンテナンス・マニュアルに定める頻度で点検を行うべきところ、平成 26 年 4 月から令和元年 5 月までの間に、点検間隔の超過を 21 回 (超過日数 2 日～94 日)、使用時間の超過を 6 回 (超過時間 10 分～20 分)、それぞれ生じさせた。

(処分の内容)

- ・ A (整備士) : 「戒告 相当」
- ・ 管理監督者 11 名 : 「厳重注意 (文書)」、「厳重注意 (文書) 相当」又は「厳重注意 (口頭)」

#### (5) 危険物（油脂類）の不適切保管

- 防災課長は、防災航空センターで保管しているガソリン、ナフサ（航空機塗料）、灯油などの油脂類に関し、所属長として、その種類及び数量を掌握し、及び適切に管理すべきところ、これを怠った。
- 若鮎1号機の給油のため常置しているタンクローリー内の燃料保管について、平成27年度から継続して所轄の消防署から消防関係法令に違反する旨の指導を受けながら、県として、これを解消することができなかった。
- A（整備士）は、防災ヘリコプターの点検・整備や運航に係る油脂類について、消防法等に規定する指定数量を超えていることを認識しながら、保管業務を行っていた。

#### (処分の内容)

- ・ I～O（防災課長7名）：「訓告」又は「訓告 相当」
- ・ A（整備士）：「訓告 相当」
- ・ 管理監督者6名：「嚴重注意（口頭）」又は「嚴重注意（口頭） 相当」